

勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

医療機関が取り組む医師の働き方改革を推進し、地域の医療提供体制を維持する

現状と課題

病院勤務医の労働環境が過酷

- ✓ 医師の長時間労働
- ✓ 医師の労務管理が不十分
- ✓ 業務が医師に集中

医療法改正（2024年度施行）

- ✓ 時間外労働時間の上限規制
- ✓ 連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制



医療機関は
医師の働き方改革
に取り組む必要

地域に必要な医療を提供し、
労働時間短縮に取り組む
医療機関を支援

期待される効果

働きやすい医療機関の実現

- ✓ 時間外労働年960時間（月80時間）未満
※やむを得ない医療機関は県の指定により年1860時間まで可
- ✓ 適切な労務管理体制
- ✓ タスクシフト・シェア



医療機関の勤務環境改善
医師が定着⇒地域医療提供体制の確保

補助事業

財源

- ✓ 地域医療介護総合確保基金（区分6）

対象医療機関

- ✓ 救急車受入 年1,000台以上
- ✓ 時間外入院 年500件以上
- ✓ 時間外労働 年960時間超の医師がいる
- ✓ 労働時間短縮の計画を定め取り組むなど

補助内容・補助率

補助率	補助内容（例）
3 ／ 4 ①ハード	診断支援システムの導入（マンモグラフィー読影支援、消化器内視鏡AI診断等）
	院内インターネット整備
	勤怠管理システムの増強
10 ／ 10 ②ソフト	勤務環境改善アドバイス経費
	非常勤医師雇用に係る人件費
	医師事務作業補助者及び医局秘書雇用に係る人件費

[参考] 補助対象医療機関

対象医療機関

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

交付要件

- 36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は960時間を超えた36協定の締結を予定若しくは検討していること
- 2024年までに、(B)水準対象業務に従事予定の医師については年の時間外・休日労働時間の上限が1860時間以下、それ以外の医師については960時間以下となるよう、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること